

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示

字の区域の変更(市町村振興課)

生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)

生活保護法による診療所等の廃止(〃)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良区の清算人の就任(農村整備課)

保安林の指定予定(森林保全課)

土地区画整理事業計画の変更の認可(都市計画課)

収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(会計課)

◇雑 報

理容師試験等の平成八年度第一回学科試験の実施(生活衛生課)

告 示

鳥取県告示第百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成八年二月二十七日からその効力を生ずる。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 区域を変更する字の名称 | 同上の区域(平成七年九月二十日現在の地番による。) |
|-------------|---|
| 大字西坪字上ノ平ル | 大字西坪字上ノ平ルの全域 大字西坪字谷奥一九の一の一部、一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字上松二九の二の一部、二九の三の一部、三〇の一の一部、三一、三二、三三の一の一部、三三の三、三三の四、三四の五及び三一、三三の一、三三の四と一体をなす国有地並びに三三の三、三三の六と一体をなす国有地の一部 大字西坪字一鉢四五の五、四五の六、四六の一、四六の三、四七の一、四七の二、五〇の一から五〇の四まで、五一の一、五一の二、五一の四、五三の二、五三の三、五五の二、五六の一、五六の二、五七、五八の一、五八の二、五九の二、六一の二、六二の一から六二の三まで、六三、六四、六五の一、六五の三、六六、六七、六八の一、六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五三の一、五四と一体をなす国有地の一部 |
| 大字西坪字上松堀 | 大字西坪字上松堀の全域 大字西坪字一鉢五一の三、五三の一、五四、五五の一、五九の一、六〇、六一の一、六八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字西坪字中松堀一八五の一、一九四の一、一九五の三、一九六及びこれらと一体をなす国有地の一部 |

| | |
|---------|--|
| 大字西坪字谷奥 | 大字西坪字谷奥のうち一九の二の一部、一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大字西坪字上松 | 大字西坪字上松のうち二九の二の一部、二九の三の一部、三〇の二の一部、三二、三三、三三の二の一部、三三の三、三三の四、三三の五及び三二、三三の二、三三の四と一体をなす国有地並びに三三の三、三三の六と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大字西坪字一鉢 | 大字西坪字一鉢四五の一、四五の四、四六の二、六五及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字西坪字中松 | 大字西坪字中松堀のうち一八五の一、一九四の一、一九五の三、一九六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 |

鳥取県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|----------------|-------------|
| 藤井たけちか内科 | 倉吉市東昭和町一五八 | 平成七年十二月十八日 |
| 宮川医院 | 東伯郡大栄町大字瀬戸四五―二 | 平成七年十二月二十日 |
| はやし歯科クリニク | 鳥取市東品治一―四 | 平成八年一月二十五日 |
| ひまわり薬局 | 東伯郡大栄町大字瀬戸六四―八 | 平成七年十二月二十日 |
| 財団法人恵仁会薬局 | 米子市加茂町二丁目二六 | 平成七年十二月二十七日 |
| 有限会社セイビ堂薬局 | 倉吉市宮川町二二九 | 平成八年一月五日 |

鳥取県告示第百十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|----------------|-------------|
| 宮川医院 | 東伯郡大栄町大字瀬戸五三―二 | 平成七年十一月十四日 |
| 駅南産婦人科クリニク | 鳥取市富安一丁目一三九―二 | 平成七年十二月三十一日 |
| ひまわり薬局 | 東伯郡大栄町大字瀬戸五三―三 | 平成七年十一月十四日 |
| 財団法人恵仁会薬局 | 米子市加茂町二丁目二六 | 平成七年十二月一日 |

鳥取県告示第百十三号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------|------------|-----------|
| 松田医院 | 倉吉市伊木二〇―一六 | 平成七年十二月一日 |

鳥取県告示第百十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|---------------|------------|
| 米子医療画像診療所 | 米子市川崎五八四―四 | 平成八年二月一日 |
| 医療法人社団 江原歯科医院 | 西伯郡中山町田中五七〇―二 | 〃 |
| 錦織眼科医院 | 米子市東町二五一 | 平成八年二月十五日 |
| 谷口外科クリニック | 鳥取市片原五丁目一五八―五 | 平成八年二月二十三日 |
| くすりマルイ | 米子市車尾四七一 | 平成八年二月十五日 |

鳥取県告示第百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり浜坂土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項により準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した清算人の氏名及び住所

- 須崎 弘 行 鳥取市浜坂一丁目一―二五
 - 中田 雅 吉 鳥取市浜坂一丁目三一―三一
 - 坂田 泰 造 鳥取市浜坂一丁目二―一九
 - 青木 菅 男 鳥取市浜坂一丁目九―七
 - 若林 暁 生 鳥取市浜坂一丁目九―二二
 - 山根 博太郎 鳥取市浜坂七丁目三―七
 - 伴 光 雄 鳥取市浜坂七丁目七―七
 - 米原 義 人 鳥取市浜坂三一―九―一
 - 桶谷 一 郎 鳥取市浜坂七丁目六―六
 - 山根 俊 男 鳥取市浜坂一丁目二―七
- 平成二年八月二日付発農整第六十六号による解散命令により理事が就任 任期 清算 終了まで

鳥取県告示第百十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所
日野郡溝口町福居字穴ヶ峠奥五五八の一（次の図に示す部分に限る）、五五八の二、五五八の三
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の区」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施工者の住所及び名称
- 東京都千代田区霞が関三丁目八十一
 - 地域振興整備公団
 - 総裁 工藤敦夫
 - 代理人
 - 鳥取市川端二丁目一〇八
 - 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所
 - 所長 緒方陽三
- 二 事業施行期間

| 変 | 更 | 前 | 変 | 更 | 後 |
|--------------------------------|---|---|---------------------------------|---|---|
| 全体事業施行期間 | | | 変更なし | | |
| 第一工区 | | | | | |
| 第二一工区 | | | | | |
| 第二二工区 | | | | | |
| 第三一工区 | | | | | |
| 第三二工区 | | | | | |
| 第四工区 | | | | | |
| 第五工区 | | | | | |
| 第六工区 | | | | | |
| 第七工区 | | | | | |
| 第八工区 | | | | | |
| 第九工区 | | | | | |
| 第十工区 | | | | | |
| 第十一工区 | | | | | |
| 第十二工区 | | | | | |
| 第十三工区 | | | | | |
| 第十四工区 | | | | | |
| 第十五工区 | | | | | |
| 第十六工区 | | | | | |
| 第十七工区 | | | | | |
| 昭和六十三年十月二十八日から 平成七年三月三十一日まで | | | 昭和六十三年十月二十八日から 平成七年十二月三十一日まで | | |
| 第十八工区 | | | | | |
| 昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで | | | 昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで | | |

| | |
|--|---|
| <p>第十九工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成八年十二月三十一日まで</p> | <p>昭和六十三年十月二十八日から 平成七年十二月三十一日まで</p> |
| <p>第二十工区 第二十一工区 第二十二工区 第二十三工区 第二十四工区</p> | <p>変更なし</p> |
| <p>第二十五工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで</p> | <p>昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで</p> |
| <p>第二十六工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで</p> | <p>昭和六十三年十月二十八日から 平成十年三月三十一日まで</p> |
| <p>第二十七工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十二年三月三十一日まで</p> | <p>昭和六十三年十月二十八日から 平成十三年三月三十一日まで</p> |
| <p>第二十八工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで</p> | <p>昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで</p> |
| <p>第二十九工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで</p> | <p>昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで</p> |
| <p>第三十工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで</p> | <p>昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第三十一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで</p> | <p>第三十二工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十三年三月三十一日まで</p> |
|--|--|

| |
|---|
| <p>三 施行地区の区域</p> <p>施行地区の全体区域 変更する部分 鳥取市生山字狸谷、字奥山立第一及び字長畑、紙子谷字門上谷並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部 追加する部分 鳥取市海蔵寺字赤坂及び字土居ノ上の各一部</p> <p>第一工区 変更なし 第二一工区 第二二工区 第三一工区 第三二工区 第四工区 第五工区 第六工区 第七工区 第八工区 第九工区 第十工区</p> |
|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|---|--|--|---|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 第十一工区 | 第十二工区 | 第十三工区 | 第十四工区 | 第十五工区 | 第十六工区 | 第十七工区 | 第十八工区 | 第十九工区 | 第二十工区 | 第二十一工区 | 第二十二工区 | 第二十三工区 | 第二十四工区 | 第二十五工区 | 第二十六工区 | 変更する部分 鳥取市生山字捨樋谷及び字松ヶ谷並びに紙子谷字門上谷の各一部 変更する部分 鳥取市生山字捨樋谷及び字松ヶ谷並びに紙子谷字門上谷の各一部 |
| 第二十七工区 | 変更する部分 鳥取市生山字砥石場、字大林、字水堤、字大池平、字松ヶ谷及び字新前田の各一部 追加する部分 鳥取市生山字蝦谷の一部 | 第二十八工区 削除する部分 鳥取市生山字池平、字穴田及び字高畑の各全部並びに字萬ヶ谷、字芳ヶ谷、字池ノ平、字新前田、字山立平、字水堤及び字大池平の各一部 変更する部分 鳥取市生山字芋谷、字私都谷、字瓢箪谷及び字奥山立口の各一部 | 第二十九工区 削除する部分 鳥取市紙子谷字門上谷、海蔵寺字池ノ谷並びに生山字松ヶ谷、字葛蒲谷、字二ツ橋、字捨樋谷及び字新前田の各一部 追加する部分 鳥取市生山字私都谷、字瓢箪谷、字奥山立口、字芋谷、字萬ヶ谷及び字池平の各一部 | 第三十工区 追加する部分 鳥取市生山字瓢箪谷、字萬ヶ谷、字池平、字芳ヶ谷及び字山立平の各一部 | 第三十一工区 追加する部分 鳥取市生山字穴田及び字高畑の各全部並びに字芋谷、字池平、字芳ヶ谷、字池ノ平、字山立平、字水堤、字大池平及び字新前田の各一部 | 第三十二工区 | | | | | | | | | | |

追加する部分
 鳥取市生山字松ヶ谷、字二ツ橋、字葛蒲谷、字捨樋谷及び字新前田、紙子谷字門上谷並びに海蔵谷字池ノ谷、字赤坂及び字土居ノ上の各一部

四 事務所の所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

五 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十三日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日

七 告示の方法

事務所の掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

平成八年二月二十二日

鳥取県告示第百十八号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので告示する。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | |
|------------|-------|---------|----------|----------------|
| 小売りさばき人の名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| 株式会社山陰合同銀行 | 売りさばき | 鳥取市扇町五八 | 鳥取市扇町二二一 | 平成八年 二月二十六日 |
| 鳥取駅南支店 | 場 所 | | | |

雑 報

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験の平成8年度第1回学科試験を次のとおり実施する。

平成8年2月27日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 孝 吉

1 試験期日 平成8年4月14日（日）

2 試験会場 倉吉市山根529-2

鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室

3 受験願書受付期間

平成8年3月19日（火）から同月26日（火）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、平成8年3月26日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書提出先

〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB（日本交通公社）鳥取ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は11,000円とし、これを所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間

平成8年3月15日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後

5時まで

(3) 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

電話0857(29)6086

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千元(送料を含む)】